

ふるさと南阿蘇村へ納税を ご家族・ご親戚・ご友人に紹介をお願いします

現在住んでいる市町村以外に納税できる「ふるさと納税」制度をご存じでしょうか？

「生まれ・育ててくれたふるさとに恩返しを」との想いから創られた制度となっております。

本村を取り巻く状況は、熊本地震からの復興、人口減少に伴う対策、自然災害に対する備えなど大きな課題が山積しており、解決には少しでも多くの財源が必要となります。ぜひ村外にお住いのご家族・ご親戚・ご友人などにふるさと納税制度をご紹介いただき、ふるさと南阿蘇村にお力添えをお願いいたします。

【制度概要】

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体（※1）に寄附（ふるさと納税）をおこなった場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります。※2）。

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。ただし、確定申告の不要な給与所得者などは、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」をご利用できます。

※1 毎年ふるさと納税の対象となる自治体を総務大臣が指定します。

※2 控除額の上限は、『総務省ふるさと納税ポータルサイト』にてご確認いただくな、お住まい先の税務課までお問い合わせください。

【返礼品】

本村に寄附いただいた場合、寄附額の3割以内で各種返礼品を準備しておりますので、その中からご希望の品を選ぶことが出来ます。

『主な返礼品』

- あか牛、米、野菜などの食品 ○水、お酒など飲料類 ○加工品や日用雑貨
- 村内宿泊券、体験チケットなど

詳しくは村ホームページから下記のふるさと納税ポータルサイトへアクセスし、掲載されている返礼品をご覧ください。また、ポータルサイトから寄附も行えます。

- ふるさとチョイス ○楽天ふるさと納税 ○さとふる

【寄附の手続き】

(1) インターネットから

いずれかのポータルサイト（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる）にアクセスし手続きを進めてください。

(2) 申込書にて申込

所定の寄附申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAX、電子メールで提出をお願いします。提出後に、南阿蘇村から納付書などをお送りいたします。お近くの、ゆうちょ銀行窓口・郵便局でお振込ください。振り込み手数料は無料です。寄附申込書は南阿蘇村ホームページからダウンロードできます。

【寄附金の使い方】

本村へ頂いた寄附は次のとおり活用しております。

■平成28年熊本地震被害復興に関する支援

- 地下水保全活動支援のため ○復興マラソン大会活動支援のため
- ワイン作り活動支援のため ○棚田を守る活動支援のため
- 南阿蘇村の地域振興のため ○公共施設等設備基金のため
- 環境保全対策のため ○社会福祉向上のため
- 財政健全化のため ○特に指定なし

■村長特別枠

- 地下水保全活動 ○棚田を守る活動 ○移住定住活動

【お問い合わせ先】

村政策企画課 ふるさと納税係 TEL(67) 2713



総務省のページ



南阿蘇村ふるさと納税のページ